



第198号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田宮 呉 策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717. 5910
 定価 1部 20円

講習会場と日時

期別	講習日	会場
1期(全類)	7月22日(水)、29日(水)、 30日(木)	▶大阪府中小 企業文化会館
2期(4類)	7月28日(火)と30日(木)	▶ /
3期(4類)	7月13日(月)と15日(水)	▶大阪府商工 会館
4期(4類) (夜)	7月22日(水)、28日(火)、 29日(水)	▶中小企業文 化会館
5期(4類)	7月14日(火)と16日(木)	茨木市役所講堂
6期(4類)	7月23日(木)と27日(月)	堺労働セツル メント

(注) ①第1期の4類受講者は、22日と29日の2日間、他の類は3日間となります。

②受験願書は第1日目各会場で受け付けします。

③▶印会場では、第1日の開講前に写真撮影します

1 申込方法 所定の申込書に会費を添え、下記の申込期間申込所で申込み、受講票、受験願書用紙を受領のこと。会場及び郵送での申込みは一切受け付けません。なお、各会場は定員制ですから、期間中でも満員になり次第締め切り希望する会場での受講ができない場合があります。

2 申込所及申込日

▷大阪府危険物品協会連合会事務局 7月9日、10日
 ▷茨木市災害予防協会 7月3日
 ▷堺防災協力会 7月7日

3 会費 1名につき700円、ただし大阪府危険物品協会連合会加盟協会々員は400円、該当者は申込書に所属協会のなつ印をうけること。既納会費は払戻し致しません。

4 テキスト ①乙種用理化学(200円)、②註解付法令集(250円)、③乙種4類用試験問題集(150円)、④乙種全類(4類を除く)各論問題集(100円)は実費頒布します。4類以外の問題集は、③と④の組合せとなります。

大阪府危険物取扱主任者試験

8月9日乙種全類

受付 7月28日 29日

大阪府では、昭和45年度第2回目の危険物取扱主任者試験を次により実施する。今回は乙種全類について行われるが、甲種の試験は10月頃に実施される模様。

試験種目 乙種全類
 試験日 8月9日(日)
 試験場 近畿大学
 願書受付 7月28日、29日
 合格発表 8月25日(火)

また、準備講習会は大阪府危険物品協会連合会主催により別掲のとおり行われる。

科目免状

すでに危険物取扱主任者乙種免状を取得している者が、他の種類の試験を受験する場合は、試験科目のうち、①関係法令、②基礎物理化学、の2科目が免除される。

例えば乙種第4類を既に取得し、第6類を受験する場合は、各論(第6類)の科目だけ受験すればよい。その場合は、受験願書提出時に、そのむねを願書所定欄に記入し、免状を提示しなければならない。

もちろん、その免状は合法的なもの(例えば、現住所等の記載事項を変更したにもかかわらず書換手続きを怠っている場合は、合法的とはいえない)だけに限られるから注意すべきである。

建築基準法 ガス事業法の一部改正

— 第63回特別国会で可決 —

去る5月13日終了した第63回特別国会で、政府提出109件、議員提出60件が審議されたが、前者で98件、後者で18件が成立した。

消防関係では「ガス事業法の一部を改正する法律」「建築基準法の一部を改正する法律」「許可、認可等の整理に関する法律」等である。

なかでも、建築基準法の改正については、前国

会で廃棄となったが、一部修正され、とくに違反建築に対する厳しい処分を規制するほか消防的な防災上の意見もとり入れられ、やっと陽の目をみた。

本号ではこのうち「建築基準法の一部改正する法律」の改正要綱についてのべる。

建築基準法の一部を改正する法律の要綱

1 総則関係

第1 執行体制の整備拡充

建築基準法の執行主体（特定行政庁）を次のとおり整備拡充するものとする。

- 25万以上の人口を有する市の長は、当該市の区域について、法の執行を行なわなければならない。
- 前号に規定する市以外の市又は町村の長は、当該市又は町村の区域について、都道府県知事と協議のうえ、法の執行の全部又は一部を行なうことができる。
- 都道府県知事は、前2号の規定により市町村長が執行する事務以外の事務について、法の執行を行なう。

第2 違反是正措置の整備強化

違反建築物に対する是正措置を次のとおり整備強化するものとする。

- 特定行政庁は、除却、移転等の違反是正を命じた場合において、義務者がその命令に従った措置を履行しないときは、行政代執行法により代執行を行なうことができる。
- 特定行政庁は、違反是正を命じた場合においては、標識の設置等によりその旨を公示しなければならない。違反建築物の所有者等は、標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 特定行政庁は、その吏員のうちから建築監視員を命じ、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に違反して工事している者に対して当該工事の施工の停止を命ずる等の権限を行なわせることができる。

第3 違反建築物の設計者等の処分

特定行政庁は、違反是正を命じた場合においては、建

築物の設計者、工事の請負人又は宅地建物取引業者の住所、氏名等をこれらの者を監督する建設大臣又は都道府県知事に通知し、建設大臣又は都道府県知事は、これらの者について営業の停止等必要な措置を講じ、その結果を特定行政庁に通知しなければならないものとする。

第4 建築関係職員の問題の権限

建築主事、建築監視員その他の職員は、確認、違反是正命令等をしようとする場合においては、建築物の所有者、工事の施工者等に対し、必要な事項を質問することができるものとする。

2 建築物の敷地、構造及び建築設備に関する基準

第1 耐火建築物又は簡易耐火建築物に関する基準の整備

耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物（劇場・ホテル・学校・百貨店等）の別表第

- (イ) 欄各項に掲げる用途に、当該各項に掲げる用途に類するものを加えるものとする。

第2 建築設備に関する基準の整備強化

- 劇場、映画館等の建築物又は建築物のうちかまど、こんろ等の火気を使用する設備を設けた部分には、政令で定めるところにより、換気設備を設けなければならないものとする。
- 高さ31メートルをこえる建築物（政令で定めるものを除く）には、非常用の昇降機を設けなければならないものとする。

第3 遮音に関する基準の整備

長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、政令で定めるところにより、遮音上有効な構造としなければならないものとする。

第4 避難に関する基準の整備

第1の用途の特殊建築物、階数が3以上である建築物延べ面積が1,000平方メートルをこえる建築物等について、排煙設備及び非常用の照明装置等に関する基準を定めるものとする。

第5 内装制限に関する基準の適用範囲の拡充

内装制限に関する基準は、第1の用途の特殊建築物のほか、階数が3以上である建築物、延べ面積が1,000平方メートルをこえる建築物又は建築物のうちかまど、こんろ等の火気を使用する設備を設けた部分にも適用があるものとする。

第6 建築材料の品質に関する基準の整備

建築物の主要構造部のほか、建築物の安全上、防火上又は衛生上重要な部分に使用する建築材料の品質は、建設大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するものでなければならないものとする。

3 都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備に関する基準

第1 用途地域の整備

1. 現行の4用途地域(住居地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)のほかに、新たに近隣商業地域を設けるとともに、現行の住居専用地区を第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域に、工業専用地区を工業専用地域に、それぞれ改め、8用途地域とするものとする。新たな4用途地域は、次のとおりとする。

(1) 第1種住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域とし、現行の住居専用地区において制限されている建築物のほか、新たに大学、高等専門学校、各種学校、特殊浴場を制限する。

(2) 第2種住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域とし、住居地域において制限される建築物のほか、工場、遊技場、旅館等を制限する。

(3) 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行なうことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するための地域とし、商業地域において制限される建築物のほか、キャバレー、劇場、観覧場等を制限する。

(4) 工業専用地域は、工業の利便を増進するための地域とし、現行の工業専用地区において制限されている建築物のほか、遊技場等を制限する。

2. 住居地域において特殊浴場を排除するとともに、公害を伴う工場に関する規制を強化する。

第2 容積率制限の全面適用

都市計画区域内においては建築物の延べ面積の敷地面

積に対する割合(容積率)は、用途地域内では当該地域に関する都市計画で定める割合以下、用途地域外では10分の40以下とするものとする。

なお、現行の容積地区は、廃止する。

第3 建ぺい率制限の合理化

現行の建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)の制限を緩和し、第1種住居専用地域では10分の3から10分の6までの範囲内において当該地域に関する都市計画で定める割合以下、近隣商業地域及び商業地域では10分の8以下、その他の用途地域では10分の6以下、用途地域外では10分の7以下とするものとする。

なお、現行の空地地区は廃止し、敷地境界からの壁面の位置の後退については、第1種住居専用地域に限り、当該地域に関する都市計画で定めることができるものとする。

第4 建築物の高さに関する基準の整備

建築物の高さに関する基準を次のとおり整備するものとする。

1. 第1種住居専用地域については、建築物の高さは10メートル以下とし、第1種住居専用地域外では現行の建築物の高さ制限(住居地域内では20メートル以下、住居地域外では31メートル以下)は、廃止する。

2. 建築物の各部分の高さの制限(斜線制限)については、現行の道路斜線、隣地斜線のほか、第1種住居の北側境界からの斜線制限を設ける。

第5 道路位置指定基準の制定

特定行政庁が指定する私道の線形、構造等に関する基準を新たに設けるものとする。

4 その他

第1 確認申請書に関する図書の閲覧

特定行政庁は、確認申請書に関する図書のうちで建設省令で定めるものについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならないものとする。

第2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年をこえない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

第3 検討

政府は、工事の施工の停止命令等の履行を確保するための措置について検討するものとする。

第4 他法律の改正等

都市計画法等の関係法律の所要の改正を行なうとともに、所要の経過措置を定めるものとする。

許可、認可等の整理に関する法律

1 目的

この法律は、行政の簡素合理化を図るため、許可、認可等のうち廃止を要するもの、規制の緩和を要するもの、処分権限の委譲を要するもの、処分権限の委譲を要するもの等について整理を行なったものである。

2 経緯

1. 許認可等の制度は、公共の秩序、公共の福祉を確保するため国民の社会生活および経済活動等に必要規制を加え、あるいは特定の権利または資格を付与するものであり、一般には、国民に対する負担の増大と行政機関における事務量の増大を伴うものである。したがって許認可等の制度を設けるにあたっては、その効果の面と国民および国の双方に与える負担の面とを十分に比較考慮し、許認可による規制がなければ、真に公共の秩序および公共の福祉等の具体的な行政目的が確保できないことが明白な場合に限定することが必要であり、また、既存の許認可等についても、社会経済の推移に応じて本来の行政目的の達成の効果把握の見地から整理簡素化あるいは運用の効率化を図ることを常時検討する必要がある。
2. このような観点から、臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見では許認可等の整理簡素化、設定の合理化とあわせて個々の許認可の運用上の合理化、能率化が必要であることを指摘している。これを受けて、政府は、昭和40年5月7日の閣議決定において許認可等の運営の改善について基本方針を定め、許認可等の処理については原則として標準処理期間を設けあるいは有効期間を合理的に設定する等運用基準を明確化し、そのほか、窓口事務、立入検査の改善を図ること等を決定した。

全類講習の講義日記

乙種全類の講習は第1面記載のとおり、第1期講習として延3日の日程で実施しますが、講義科目時間割は次のとおりです。なお各時間には多少のズレがあります。

7月22日	9.30~16.00	▷危険物関係法令
7月29日	9.30~14.00	▷基礎物理化学
〃	14.00~14.30	▷各論(危険物概論)
〃	14.30~16.00	各論(第4類)
7月30日	9.30~16.00	各論(第1類、第2類、第3類、第5類、第6類)

- <注> 1. 第4類受講者は、22日、29日で終了します。
 2. 科目免除者は、第2日目各論以下が必須科目です。

最近の

運用基準

〔都道府県より、法令解釈に疑義を生じ、消防庁に質問があったものうち、最近、同庁予防課長より回答されたものです〕

〔質問〕ボーリング場整備用材の規制について

(東京都)

ボーリング場において、レーン、アプローチ、ピンなどの整備用材(つや出し、コンデショニング等)として使用されている下記のものについて、危険物の規制に関する別表第1を適用すべきかご教示願います。

記

品名	成分			
	硝化綿	樹脂	可塑剤	溶剤
ラスターコートフィニッシュ	10%	40%	5%	45%
ラスターコートアプローチフィニッシュ	10%	35%	5%	50%
クリアピンライフ	10%	35%	5%	50%
ラスターコートベースコート	—	60%	—	40%

〔回答〕(昭45.5.9)

設問の物品は、それぞれの物品の引火点に応じ、第1石油類、第2石油類に該当する。

〔質問〕危険物の判定について(北海道)

標記について、管下消防長から照会がありましたので下記事項についてご教示願いたく照会いたします。

記

ボーリング場で使用する下記の物品は、消防法別表の危険物に該当するか。

該当するとした場合、類別・品名は何か。

1. レーンフィニッシュ
レーンに塗布する塗料で、シンナー臭があり、容器に「引火性」の表示がある。
2. レーンコンデショナー
上記フィニッシュを塗布後、レーンに被膜を作るため塗布する油性塗料で、引火性は不明である。
3. ピンクリーナー
ピンを洗じょうするために使用する液体で、容器に「引火性」の表示がある。

〔回答〕(昭45.5.9)

設問の物品は、それぞれの物品の引火点に応じ、第1石油類、第2石油類または第3石油類に該当する。

〔質問〕危険物の判定について（徳島県）

ヒドラジンヒドレート（ $H_2H_4 \cdot H_2O$ ）の80パーセント水溶液は危険物に該当するか。

なお、これに関して別紙のとおり資料を添付します。

（添付資料略）

〔回答〕（昭44.11.25）

設問の物品は、消防法別表第4類第3石油類の危険物に該当する。

（参考）

クリーブランド引火点試験器による測定結果

引火点 94°C

〔質問〕過酸化水素屋外貯蔵タンクの保有空地について（北海道）

標記について、管下消防長より照会がありましたので、下記事項についてご教示願いたく照会いたします。

記

60%（重量）の過酸化水素を750kg貯蔵する屋外貯蔵タンクを設置する場合。

1. 政令第23条の基準特例を適用し、政令第11条第2号の空地を緩和することは差しつかえないか。
2. 前記1が認められるとすれば、緩和できる範囲はどの程度か。

〔回答〕（昭45.4.24）

設問の危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの周囲に保有すべき空地の幅については、貯蔵する危険物の性状の特殊性にかんがみ、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という）第11条第2号の規定について、政令第23条の規定を適用し、危険物の規制に関する規則第15条第2号の生石灰又は第6類の危険物貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵タンクの空地の特例に関する規定に準じたものとして差しつかえない。

〔質問〕屋内貯蔵所に設ける出入口の大きさについて（栃木県）

危険物の規制に関する政令第10条第1項第8号に規定する出入口の大きさに、下記のような疑義がありますのでご教示ください。

記

このたび、管内のある塗料販売会社から塗料類（149.6倍）を貯蔵する屋内貯蔵所（140㎡）の設置許可申請書が提出されました。

その内容は、別添図のとおり搬入、搬出に便利のように屋内貯蔵所の出入口を最大限に二方向にとり、そこへハンガーつり甲種防火戸を設けるものであります。

これは災害防止のためには、極めて好ましくなく、又今

後さらに壁のない出入口ばかりの屋内貯蔵所の出現も予想されます。危険物の規制に関する政令第10条第1項第8号の規定は出入口の防火戸のみ規定され、壁面積に対する出入口の大きさ割合の規定がないため、このような許可申請が提出されると思いますが、今後無制限に出入口の大きさを認めてよしいものかどうかご教示ください。（別添図面略）

〔回答〕（昭45.4.21）

設問については、屋内貯蔵所の出入口に甲種防火戸を設ける限り、さしつかえない。

〔質問〕給油取扱所のタンクについて（福岡県）

給油取扱所の地盤面下に埋設するタンクについて下記のとおり疑義が生じたので御教示下さい。

記

1. 危険物の規制に関する政令第17条第1項第5号では、給油取扱所の地盤面下に埋設することのできるタンクは、給油のため固定給油設備に接続する専用タンクとされているが、別添図面のような固定給油設備に接続しない廃油の貯蔵のためのタンク（容量4000リットル）及び給油取扱所の建築物内に設ける「オイル販売機」に接続する潤滑油の貯蔵のためのタンク（容量4000リットルで2000リットル、1000リットル、1000リットルの中仕切タンク）を地盤面下に埋設することは専用タンクとみなされるか。
2. 1の状態では専用タンクとみなされないとき、それぞれのタンクが指定数量未満（その総和も指定数量未満）であれば付随設備とみなして設置が可能であるか。
3. 本件は自家用給油取扱所であるが、1及び2がそれぞれ適合するとみなされた場合、営業用給油取扱所についても同様としてよしいか。

（別添図面略）

〔回答〕（昭・45.5.13）

1及び2 設問のタンクは、いずれも専用タンクとしては認められないが、当該タンクの容量がそれぞれ10,000ℓ以下の場合には、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）第17条第1項第5号の規定について政令第23条の規定を適用し、給油取扱所に付随するタンクとして、その設置を認めて差しつかえない。

この場合、当該タンクの位置、構造及び設備は、専用タンクの位置、構造及び設備の規定に準じて設けること。

3. 1及び2の回答は、自家用の給油取扱所に限るものではない。

〔質問〕 固定給油（注油）設備の位置について
（高知県）

給油取扱所の固定給油設備と給油取扱所併設の灯油専用一般取扱所の注油設備の位置は、開口部のある建築物の壁（以下単に「壁」という。）から2m以上離すことになっているが、その給（注）油設備の位置からこの壁に垂線を引いた地点より相当（例えば5m）離れた所（この壁の部分に開口部がある場合においても、この壁から2m以上離さなければならないか照会します。

なお、この建築物の開口部（本件以外に、危険物規制の法令で言う場合と同じ）には、はめ殺し窓（網入りガラス入り）とガラリ（鉄製で通気用）は該当するか、併せて御回答願います。

〔回答〕（昭・45.4.4）

前後、危険物の規制に関する政令第17条第1項第8号ただし書の規定は、固定給油設備の設置位置から2mの範囲内に開口部がない場について規定したものである。したがって、設問の場合は・建築物の壁からの間隔を1mとすることができる。

なお、昭和39年3月4日付通達「灯油専用の一般取扱所の規制に関する運用基準」（18）に示す注油設備の位置についても上記の例によって運用をしてさしつかえない。

後段 いずれも該当する。

標 識 案 内

- ▷鉄板メラミン塗装標識 1枚 ￥400
（給油取扱所等）
- ▷F・P・R強化プラ標識 1枚 ￥550
- ▷塩ビ、消火器標識 1枚 ￥80
- ▷運搬用標旗（布） 1枚 ￥70
- ▷運搬用発光文字標識 1枚 ￥600

大阪市危険物品協会

防災用品紹介コーナー

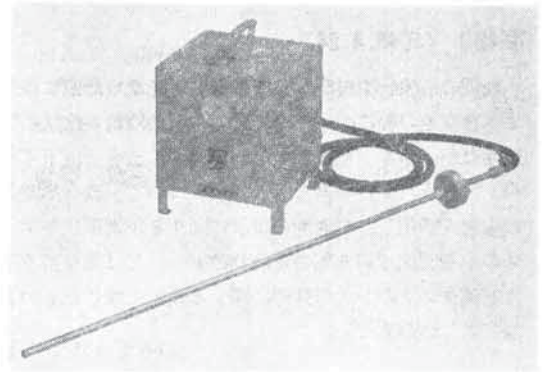
タンクへの注入管理に

液面警報器（ニューレベラー）

タンクローリーから地下タンクに注油中、ズサンな在庫管理や注油管理の悪さから、油類をタンクよりオーバーフローさせ事故となるケースが多いが、今回発売されたこの液面警報器は、流体素子を使用し、検出操作を行うもので、タンク内の液面が一定値に達したとき、警報を発する構造となっており、これによりバルブを操作するか、又、自動バルブ閉鎖装置をセットすることもできる。

特長は①電気を使用していないので引火性液体に使用して安全、②可搬式もあり、既設タンクにもすぐ使用できる③操作が簡単で故障が少ない。

メーカーは、トキコKK、取扱店はトキコ油器大阪営業所（458-7791）価格、固定式4万5千円、可搬式3万円。



ヤマト 自動車用消火器

いかなる悪条件にもビクともしない生命力

《スピード》《確実》《安全》
3拍子そろった消火威力

ヤマト消火器株式会社
本社・工場 大阪市東成区深江中1の13

全国危険物安全協会連合会

6月12日設立さる

初代会長に埼玉県会長の石田氏

かねて準備検討中の全国危険物安全協会連合会は、準備万端ととのい、東京都、全国市町村会館で、発起人をふくみ、全国各地の代表50名出席のもと、創立総会を開催し、日付で発足することになった。

同連合会は、昭和37年5月に準備委員会をもって迂余曲折実に8年有余、ようやく関係者の労苦が実り設立の運びとなったものである。

創立総会は午後2時から次の次第で開催された。

1. 開会のことば
2. 発起人代表挨拶並に経過報告



挨拶する石田初代会長

3. 仮議長選出

4. 議事

- (i) 全国危険物安全協会連合会会則案について
- (ii) 昭和45年度全国危険物安全協会事業計画について
- (iii) 昭和45年度全国危険物安全協会連合会歳入歳出予算案について
- (iv) 役員を選出について

5. 会長挨拶

6. 来賓祝辞

7. 閉会

役員選出については全国8ブロックの7委員が、協議検討の結果全国より15名理事を割当選出しそれらの理事の互選で会長に埼玉県連合会会長石田政蔵氏、副会長に愛知県協議会会長田辺三郎氏同じく副会長に大阪府連合会会長赤木健男氏を選出決定し理事は一部後日各ブロックより指名等の報告を待って理事会を開催して今後の運営等につき協議することになったのである。

またこの議事進行の終らんとする直前に愛知県より緊急動議で、大阪府連合会の田宮常任理事が多年東奔西走よく今日の総会開催に至ったその努力に対し感謝の意を表わしてはと提案、議長これを総会にはかった所満場拍手を以て賛成決定した。

よって議長より同氏に感謝状並びに記念品を贈呈。同氏より感謝のことばあり引き続き新会長より会員の協力を得て本会の事業達成のために努力する決意を表明遂で来賓消防庁長官代永瀬予防課長より懇切な激励の祝辞を戴き、午後3時閉会、引き続き連合会創立記念パーティーの祝宴に移り談論風発和気合い々々の裡に会員の全力を結集して会発展のために努力する誓いを新にして永瀬課長の発声で万歳三唱して閉会した。

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー

梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道



保険付
家庭用万能消火器ピーナス



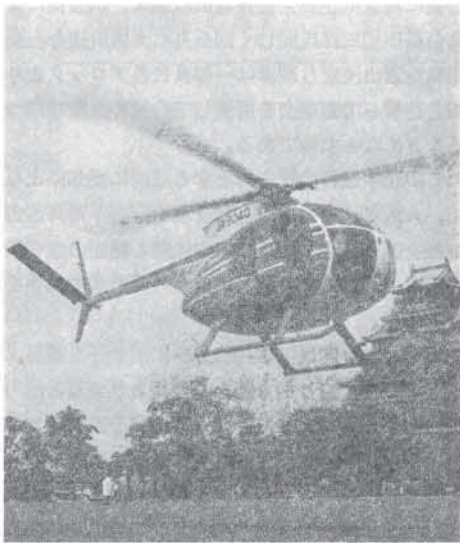
大阪消防に「おおさか」

東京に次ぎヘリコプター配置

大阪市消防局ではこのほど大阪府の協力を得、待望の消防ヘリコプター「おおさか」を完成5月28日配置された。

市街地の立体化により、火災をはじめ各種災害が複雑化大型化し、消防力の強化が要請されていたが、その一環としてヘリコプターの配置が実現したもので、火災現場での延焼状況や、交通状況を的確につかみ、消防隊に必要な指示連絡、住民の避難誘導、急患医薬品の搬送など、府下一円にわたって消防機能を発揮しようとするものである。

同機はヒューズ式で赤、白のツートンカラー、座席数5席、時速230km、八尾空港に常置される。



泉佐野市消防長署長に峯近大喜氏

泉佐野市消防本部では、西口消防長勇退に伴い、後任消防長兼消防署長に、司令長峯近大喜氏を発令した。

イフカ（アジア消防長会議） 万博の大阪で開催

アジア消防長会議が6月8日と9日大阪市で開催され、韓国、台湾、香港をはじめアジア諸国より9ヶ国代表が出席した。

大阪市消防局では夏季総会訓練を今年は6月10日に繰り上げ、梅雨の中で、イフカ関係者にも日頃の腕まえを披露した。



消防設備士試験

大阪府では消防設備士試験を次の要領で実施する。

- 試験日 8月3日又は4日
- 試験場 近畿大学
- 試験種類 甲種1～5類、乙種1～7類
- 願書受付 7月9日、10日
- 受付場所 府庁、府民案内室

〔消防設備士〕とは、消防用設備等の設置工事又は、その整備（他人の求めに応じ報酬を得て行われるものに限る）の一部について、独占業務として、あたえられる資で、甲種と乙種の免状種類があり、都道府県知事が行なう試験に合格した者に交付される。

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
 泡・ガス・エアームホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル（株）
 ヤマト消火器（株）

} 代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6